

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年11月10日

香川県監査委員 宮本欣貞
 同 都村尚志
 同 鍋嶋明人
 同 仲山省三

- 1 監査対象部局 政策部・出納局
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 旅費の支給について 旅費の支給について、駐車料金が支給されていないので、追給する必要がある。（統計調査課）</p> <p>イ 特殊勤務手当の支給について 家畜保健衛生業務に係る特殊勤務手当について、誤って支給しているものがあったので、返納させる必要がある。（小豆総合事務所）</p> <p>ウ 契約について (ア) 交通安全に係る委託業務について、委託内容の積算内容を明確化するとともに、適正な履行確認に基づき委託料の精算を行う必要がある。（交通政策課） (イ) 瀬戸大橋に係る実行委員会の事業について、契約手続及び履行確認方法を適切に指導する必要がある。（交通政策課）</p> <p>エ 備品の管理について 業務委託により導入したシステム等について、備品登記されていないものがあった。（政策課（予算調整室））</p> <p>オ タクシーチケットについて</p>	<p>ア 旅費の支給について 平成21年6月9日に、該当者に駐車料金追給分を支給した。</p> <p>イ 特殊勤務手当の支給について 戻入の手続きをとり、返納させた。</p> <p>ウ 契約について (ア) 今後は、委託内容を明確化し、適正な履行確認に基づき委託料の精算を行うこととした。 (イ) 県の会計規則に準じ、契約金額が50万円を超える契約については必ず予定価格を設定することとし、業務完了時には適切に履行確認を行うこととした。なお、H21年度は、現時点において、業務委託は行っていない。</p> <p>エ 備品の管理について 速やかに備品登記を行った。</p> <p>オ タクシーチケットについて</p>

	<p>タクシーチケットの使用について、記載漏れ等「タクシー借上使用事務取扱要領」に準じた取扱いがされていないものがあった。(東京事務所)</p>	<p>職員に対し、タクシーチケットの使用に当たっては、「タクシー借上使用事務取扱要領」に準じて、記載漏れ等がないことを確認するよう周知徹底した。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 未利用地について</p> <p>未利用地については、平成17年度から検討指示しているところであるが、未だに顕著な成果が見出せない状況にあり、本県の厳しい財政事情に鑑み、その処分を推進することは喫緊の課題である。</p> <p>ついては、県土地開発公社等の所有しているものを含め、その活用の検討を行うとともに、利用計画が見込めないものは、年次計画を立て、今後の地価動向などを見極めながらスピード感をもって処理し、県財政の財源確保に資するよう努められたい。(政策課)</p> <p>イ 物品について</p> <p>(ア) 公共施設予約システム端末について、保管に関する責任者が明確でなく、借入物品としての管理が十分でないので、検討する必要がある。(情報政策課)</p> <p>(イ) 備品について、公有財産の一部として取り扱ってきたため、備品一覧表の記載に不備が生じている可能性があるため、今後、適正な物品管理が行われるよう全庁的な検討を行う必要がある。(出納局)</p>	<p>ア 未利用地について</p> <p>県有未利用地と土地開発公社長期保有地については平成17年度～20年度にかけて、32件、49,384㎡の売却等を行ってきたところであるが、今後とも、新たな財政再建方策(平成19年11月)、行財政改革推進のための基本指針(平成20年3月)に沿って、今後の利用可能性等を検討した上で、利用見込みのないものについては、準備が整ったものから順次、一般競争入札や公募等により、適正価格による売却を積極的に進め、引き続き、計画的かつ迅速な処理に努める。</p> <p>イ 物品について</p> <p>(ア) 管理責任者の指定など、管理体制の明確化を図る方向で、検討を進めている。</p> <p>(イ) 備品について、全所属に対し、再度実態を確認するとともに、物品を不動産(土地や建物)の従物として取り扱い、公有財産簿の建物や工作物に含めることは誤りであることなど、備品管理における留意事項を示し、適正な備品管理を行うよう周知・徹底した。</p>